

平成29年度大学教育再生戦略推進費
成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）

enPiT-Pro 公募に関するQ & A

平成29年3月
文部科学省高等教育局専門教育課

1 申請関係

問1 どのような大学が申請できるのか。

(答)

平成29年4月1日現在において、大学院を設置している国公私立大学が申請代表校となることが可能です。大学院を有さない大学は申請代表校にはなれませんが、共同申請校（連携校）として、当該大学の資源（実践教育のノウハウの伝授など教員の協力、場所の提供等）を利用し連携・協力する場合は、共同申請校となることは可能です。

なお、平成29年4月1日現在で、すでに学生募集を停止している大学については申請することはできません。また、連携校として共同申請することもできません。

問2 1つの大学が、複数の申請をすることは可能か。

(答)

1つの大学が申請代表校として複数の申請をすることはできません。

ただし、ある取組の申請代表校がその他の取組の共同申請校（連携校）となることは妨げません。また、1つの大学が複数の共同申請校（連携校）となることは妨げません。なお、これらの場合、補助金の執行管理に際しては申請ごとに区分経理を行っていただく必要があります。

問3 申請代表校と共同申請校（連携校）では何が異なるのか。

(答)

申請代表校は共同申請校（連携校）と協力しつつ、事業の公募への申請、文部科学省から交付される補助金の執行（連携校への分担金の配分を含む）及び事業の実施についてとりまとめを行います。申請代表校には、ネットワーク形成や教育活動など事業全体について主導的役割を果たすことが求められます。

問4 申請にあたっては、他の大学と連携しないといけないのか。単独の大学が複数の企業等と連携した取組は申請可能か。

(答)

本プログラムは、産学協働の実践教育ネットワークを形成することも目的の一つとしていることから、他の大学との連携を必須とし、単独の大学による申請はできません。

問5 申請の際、大学が連携するにあたっては、国立、公立、私立の全ての大学を含めないといけないのか。

(答)

大学の設置形態にかかわらず、複数の大学による共同申請であれば差し支えありません。

問6 大学共同利用機関法人は申請することは可能か。

(答)

大学共同利用機関法人が申請代表校として申請することはできませんが、ある取組の共同申請校（連携校）となることは可能です。この場合、あらかじめ申請時点で機構長の了解を得ていることが必要です。当該取組が採択された場合、申請代表校を文部科学省からの補助金交付の窓口として、事業実施に必要な経費の配分（分担金）を受けることが可能です。

問7 連携する大学の数に上限や下限はあるのか。

(答)

特に上限・下限はありません。ただし、事業の内容・教育プログラムの内容のみならず、政策的投資の波及効果の観点から連携する大学の数や連携内容についても、事業選定の際の評価の観点の一つになり得ます。

問8 申請する場合、企業等と連携することは必須なのか。

(答)

本プログラムは、産学協働の実践教育ネットワークを形成することも目的の一つとして、いることから、企業と連携した取組を行うことが必要です。また、事業を実施するにあたって社会のニーズを的確に把握し、それに応える工夫をするためにも、企業との連携が必要です。

問9 申請時点で、連携校、企業等の了解を得ている必要があるか。

(答)

本プログラムにおいては、全学の教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下、複数の大学間及び産業界の連携による取組を支援することとしています。連携校においても同様の趣旨から、全ての連携校の長の了解を得ていることが必要です。申請時点で了解を得ておき、共同申請校として申請してください。申請時点で了解を得ていない場合は、本プログラムに申請することはできません。

また、連携する企業等については、取組選定後の協力について、基本的な理解を得ることが必要であり、可能な範囲でその内容について申請書に記述してください。

問10 申請時点で、連携する大学間の協定書、連携企業等の承諾書や協定書は必要か。

(答)

連携する大学の長や連携企業等の了解等を得た上で申請書を提出していただくことが前提ですが、申請時点で協定書等を提出いただく必要はありません。選定後に別途連絡する方法により、文部科学大臣宛に提出してください。

問 1 1 既に複数大学間での連携した組織体や活動実績がある連携取組は申請可能か。

(答)

既に連携した組織体や活動実績がある連携取組であっても申請は可能です。ただし、「新たな」教育プログラムを開発する取組であること、または、既存の取組の成果をもとにした「新たな」教育プログラムを開発する取組である必要があります。(既存の連携取組の補てん的な位置づけではなく、発展的な取組であることが必要です。)

問 1 2 大学学部や専門職大学院における連携取組は対象となるのか。

(答)

教育活動を行う教員の所属は問いません。大学学部や専門職大学院と連携することは可能です。ただし、本プログラムは、社会人向けに大学院修士レベル以上の高度なレベルの教育を行うことで、社会人学び直し機能の強化を目指す大学院改革の取組を支援するものですので、大学学部における取組について補助金を支出することはできません。

問 1 3 取組の一部が他の補助金等により経費措置を受けている場合、どのように取り扱えばよいのか。

(答)

他の補助金等による経費措置との重複は認められません。本プログラムによる取組と明確に区分した上で事業を実施する必要があります。

問 1 4 公募の対象は情報系の大学院に限定されるのか。

(答)

本プログラムでは、情報科学技術分野を中心とする体系的かつ高度で短期の教育プログラムの開発・実施を対象としており、その内容は社会のニーズを分析したうえで構想・計画することを求めています。そのため、公募に当たり、教育分野を情報科学技術分野に限定してはおりません。情報科学技術の分野を中核としつつ、必要に応じて他の分野とも連携して社会のニーズを踏まえた教育プログラムの開発実施を構想・計画してください。

問 1 5 事業の公募に共同申請した連携大学に対して補助金は交付されるのか。

(答)

公募申請にあたり、事業を連携して行うこととして共同で申請した大学については、申請代表校を文部科学省からの補助金交付の窓口として、事業実施に必要な経費の配分(分担金)を受けることが可能です。ただし、本補助金は大学改革を推進するための補助金であるため、企業は補助金の交付を受けることはできません。

問 16 補助期間終了後も連携取組を行う必要があるのか。

(答)

補助期間終了後も継続して各種取組について積極的な事業展開を行うことが選定の前提となります。

問 17 開発する教育プログラムについて、受講者の人数に制限はあるか。

(答)

ありません。プログラムの内容や教育効果、実施体制等を踏まえ、大学で判断してください。

問 18 enPiT-Pro の申請を構想するにあたり参考となるイメージはあるか。

(答)

申請は公募要領【2. (1) enPiT-Pro の申請対象となる事業】をご確認ください。参考として、文部科学省が考える事業のイメージを下図に示しますが、あくまでも参考であり、公募要領に沿っていれば下図のイメージとは違う内容の構想を計画頂いて問題ありません。(なお、審査は審査要項に基づいて行いますのでそちらもご確認ください。)

enPiT-Pro(H29~33)のイメージ

✓ 3か月～6か月程度の**短期の体系的なプログラム**

⇒ 複数科目からなる体系的な教育プログラムを構築

✓ **大学院レベル以上のプログラム**

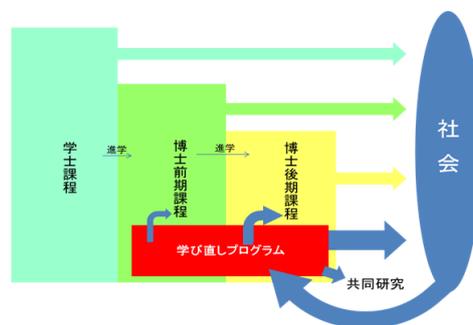
⇒ 市民講座や単発の講座・講演レベルは対象とならない
履修証明プログラム(120時間)を最低限のラインとする。

✓ 業務に即展開できる**実践的演習** + 多方面に応用可能な**基盤的知識(理論)**の習得

✓ **夜間土日開講やe-learning**も組み合わせた社会人の学びやすい形

✓ 希望者には**共同研究、博士課程進学**への道確保

- ⇒① 修了課題を基に、担当講師と共同研究に発展
- ② 受講を通じた学修に対して単位を認定するなど、更なる学修を望む者へは学位取得(例えば博士後期課程への進学)を促す
- ③ 選定大学間での単位互換協定により、複数大学の講義受講も可能に



- 修士や博士の学位プログラムとして提供すると受講者は会社から数年単位で離れる必要があるため、会社が立てる1年間の事業計画に位置付けられるよう(受講者が上司の許可を得て参加ができるよう)、3～6か月程度の短期プログラムの構築を目指す。
- IT技術者には文系出身者も多数おり、企業に入ってから業務に必要な専門知識を働きながら身に付けたものの、体系的に情報科学の基盤的な知識・技術を学んでいない人も多い。多方面に応用可能な基盤的知識・技術についての学び直しの需要へも対応。
- 情報系出身者であっても、同分野の知識は10年で総入れ替わりと言われるほど、新しい技術・知識の移り変わりが激しい。例えば今から10年前に情報系を出てIT技術者になった者も、現在のセキュリティ技術やビッグデータ処理技術、AI技術等については大学では学んでいないこともある。そのような新しい知識・技術について学び直しの需要へも対応。
- 大学において、上記の両面を満たす科目を準備し、学習者がニーズに合わせて科目を組み合わせることができるようにする。

問19 イメージ図（ポンチ絵）に「市民講座や単発の講座・講演レベルは対象とならない。履修証明プログラム（120時間）を最低限のラインとする。」とあるが、今回開発実施する教育プログラムは履修証明プログラムとして開発をしなければいけないのか。

（答）

公募要領に記述の通り、「業務に展開できる実践的な演習と多方面に応用可能な基盤的知識・最先端理論等に関する学修を組み合わせた体系的で高度な教育プログラム」の開発・実施を想定しており、単発の講座等は想定をしていません。なお、資料の中で「履修証明プログラム（120時間）を最低限のラインとする。」としたのは、以下の2つの観点からであり、今回の申請に当たり、新たに開発する社会人向け教育プログラムを必ず履修証明プログラムとしなければいけないわけではありません。

（教育プログラムの継続性の観点）

- ・ 履修証明プログラムであれば、「職業実践力育成プログラム（BP）」認定のための要件の1つを満たすこととなり、開発した教育プログラムを「職業実践力育成プログラム（BP）」の認定を受けることで、5年後の支援期間終了後も継続的な実施を期待できる。

（教育プログラムの質保証の観点）

- ・ 履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者を対象として、授業科目や講習を組み合わせるなどして体系的に編成した120時間以上のプログラムであり、修了したものに対して、その修了を証明する証明書を交付することができるため、最低限の質の保証を行うことができる。

<ご参考>

職業実践力育成プログラム（BP）：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/

履修証明プログラム：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shoumei/

問20 28年度の公募（学部生に対する第2期 enPiT）の際は、ビッグデータ・AI分野やセキュリティ分野など、4分野にわかれていたが、今回の enPiT-Pro でも同様か。

（答）

社会からは様々な学び直しのニーズがあることが想定されます。一方、公募の際に情報科学技術の中でさらに技術分野をわけると、ニーズを踏まえた教育プログラムの構想が困難になる可能性もあることから、今回の enPiT-Pro では、分野をわけた公募（分野を指定した公募）はいたしません。社会のニーズを踏まえた構想を計画してください。

2 申請書等関係

問2 1 申請書類の作成にあたっては手書きでもよいか。

(答)

手書きは認めていませんので、文部科学省ホームページに掲載の様式をダウンロードし、パソコンにより入力・作成してください。

問2 2 申請書の内容で強調したい部分をゴシック体や太字にすることは可能か。

(答)

可能ですが、基本的には【「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成 (enPiT)」申請書の作成にあたって】のとおり“明朝体 (10.5~12)”としてください。

問2 3 「事業責任者」は、今後採用予定の者でも良いのか。

(答)

可能ですが、事業責任者となることについて、本人及び採用する大学の確約が得られていることが前提となります。

問2 4 「事業責任者」を学長とすることはできるのか。

(答)

学長は申請における全体の責任者であり、取組を推進する事業責任者を兼ねることはできません。

問2 5 「事業責任者」は1名のみ記載すべきか。

(答)

主となって取組を担当する方(責任者)を1名記入してください。

問2 6 「事業責任者」には、例えば私立大学の場合、法人職員の氏名あるいは連携する企業等の職員の氏名を記載することは可能か。

(答)

できません。事業責任者は、申請する取組を実施する責任者となりますので申請代表校の教職員に限ります。

問2 7 「事務担当者」には、連携する企業等の職員の氏名を記載することは可能か。

(答)

できません。事務担当者は、大学等の教職員に限ります。なお、記載内容の疑義等がある場合は、申請代表校の事務担当者(又は事業責任者)に問い合わせを行います。

問28 事業責任者や事務担当者のメールアドレスは、私用のメールアドレスでも構わないか。

(答)

文部科学省からの事務連絡に用いることから、確実に担当者に連絡できる大学等におけるメールアドレス、原則として担当部署の共用アドレスを記入してください。

問29 「事業責任者」は非常勤の教職員でも構わないか。

(答)

事業責任者はネットワーク形成の代表者となりますので、取組に責任を有する常勤の教職員である必要があります。

問30 「10 取組に係る経費」の「(1) 平成29年度の申請経費」はどのように記載したらよいか。

(答)

「2 取組の内容」に係る経費のうち、平成29年度に取組を実施するために必要な経費について記載してください。また、補助事業として開始できるのは、補助金の交付内定日となる予定ですので、平成28年度の経費の積算は平成29年9月以降（概ね7ヶ月）に必要となる経費を計上してください。作成の際は、共同申請校（連携校）ごとの経費内容がわかるように留意してください。また、「(3) 事業期間全体に係る事業経費予定」については、平成29年度以降5年間に必要となる経費を年度ごとに記載してください。

なお、記入に当たっては、大学改革推進等補助金交付要綱、大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）取扱要領等を参考にして、各経費の留意点、使用できない経費等をきちんと把握した上で、経費を計上してください。

問31 選定された場合、「10 取組に係る経費」に記載した内容で補助金が交付されるのか。

(答)

選定された場合は、別途、補助金の交付申請書を提出することになります。その際、審査状況等を踏まえ、予算の範囲内で調整を行うことがありますので、採択された場合であっても、申請書に記載した経費での補助金を交付するものではありません。また、補助金取扱要領等に沿わない経費の場合は、交付の対象にはなりません。

3 審査等

問32 審査委員の氏名は公表されるのか。

(答)

「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）事業委員会」（以下「委員

会」という。)の委員については、今後(審査終了後)文部科学省ホームページで公表する予定です。

問33 面接審査は全ての申請に対して実施するのか。

(答)

面接審査は委員会で必要とされた場合に行います。詳細については、面接審査を行うこととなった大学に個別に連絡します。

4 補助金関係

問34 研究拠点形成費等補助金は、どのような経費に使用できるのか。

(答)

経費の使途として、物品費、旅費、人件費・謝金、その他(光熱水料等)に使用することができます。施設整備費や学生に対する直接的な経費(奨学金など)などに使用することはできません。

問35 2年目以降の申請額について上限額は定められているのか。

(答)

2年目以降の申請額の上限額は、当該年度の予算額を勘案して定められます。また、予算の範囲内で減額等の調整を行う場合があるほか、中間評価の結果等によっては予算額の縮減又は打ち切りを行う場合もあります。

問36 教員は自らの研究に本補助金を使用してよいのか。

(答)

本プログラムに係る経費は実践教育の実施及び実践教育の推進ネットワーク形成のために使用される必要があり、研究に支出することはできません。

問37 採択された次年度以降の補助金額の決定(内定)は、どのように行われるのか。

(答)

本補助金の配分は、選定された取組の申請額を踏まえ、毎年度予算の範囲内で、事業の実施に必要と判断される金額を文部科学省が総合的に判断した上で交付します。

問38 補助金の経費執行に当たって留意する点はあるか。

(答)

補助金の経費執行に当たっては、補助金交付要綱、取扱要領等に基づき、適切な執行管理が求められます。なお、本補助事業以外の目的での使用など不適切な経費執行があった場合は、厳格に対処することになります。

【物品費】

問 3 9 実践教育に使用する設備・機器の整備を行うことは可能か。

(答)

事業の実施に必要な内容であれば可能です。ただし、単に設備・機器を整備するにとどまらず、整備した設備・機器を活用した実践教育を確実に実施・推進することが前提となります。

また、設備・機器を整備するための経費については、その必要性や効果及び代替設備の流用について十分な検討・説明が必要です。

問 4 0 本補助金で什器類を購入することは可能か。

(答)

什器類（机・いす・複写機等）やエアコン等、大学として通常備えるべきものに経費を使用することはできません。ただし、学内からの調達が可能であって、補助事業の遂行上不可欠な場合は可能です。

問 4 1 大学の施設の改修費として使用することは可能か。

(答)

大学が当然に整備すべき施設等の建設・改修に要する経費は支出できません。ただし、移設や取り壊しが容易なプレハブ等の仮設の建物については、レンタル、リース等の経費として計上することが可能です。

【人件費・謝金】

問 4 2 TAの雇用単価や勤務時間の上限はあるのか。

(答)

上限はありませんが、勤務時間については、各大学の事情に応じて、当該学生が受ける通常の研究指導、授業等に支障が生じないように配慮して設定してください。

なお、雇用単価については、一律の単価設定ではなく、能力や業務内容に応じて柔軟な設定となるような工夫が望まれます。

問 4 3 教員等を雇用する際に、能力に基づく給与の算定を行うことは可能か。

(答)

可能です。各大学の規定に基づき、適切に対応してください。

問 4 4 教員等を雇用する際、複数年度に渡っての雇用契約を結ぶことは可能か。

(答)

事業実施期間途中で補助金の減額、打ち切り等が行われる場合がありますが、各大学の責任において、複数年度に渡って雇用契約を結ぶことを否定するものではありません。

ただし、本補助金は会計年度をまたがって使用することはできないため、仮に複数年度に渡って雇用契約を結ぶ際は、以下の点に十分注意してください。

- ・ 当該年度内に発生した給与等は、当該年度に交付された補助金にて支払うこと。
- ・ 退職金を支給する際は、補助金から支出できる退職金の算定対象期間は、補助事業に係る期間のみであること（複数年度の勤務に対する退職金や、積立金としての退職引当金については、補助金を充当できません）。

【旅費】

問45 事業担当者以外の教員や事務職員、教育研究支援職員等に対して、旅費を支出することは可能か。

(答)

事業の実施に必要な場合は可能です。各大学の規定に基づき、適切に対応してください。

問46 学生に対する旅費を支出することは可能か。

(答)

本プログラムや事業の目的に照らして真に必要な支出であり、かつ、支出する大学の各種の規定に基づいた支出であれば補助金から支出することは可能です。

支出に当たっては、本補助金は、教育の質向上に関する改革推進のために必要な経費を補助するものであり、学生の修学にかかる経費を補助することを直接的な目的とする補助金ではないことをふまえ、十分な検討をお願いします。

【その他】

問47 学生の資格試験等の受験料を本補助金から支出することは可能か。

(答)

資格試験等の結果が資格取得や能力認定として学生個人に還元されることから、本補助金から支出することはできません。

5 その他

問48 申請状況や選定状況は公表されるのか。

(答)

申請締切後、申請した大学等名（連携校含む。）、取組名称などを申請状況として公表する予定です。また、選定後は、選定された取組について、取組の概要を含めて公表する予定です。

問49 事前に個別相談を行うことは可能か。

(答)

本プログラムの趣旨等をご理解いただくことを目的とし、事前に個別相談を行うことは可能ですので、担当までお問い合わせください。なお、個別相談は、申請前の事前審査を行うものではありません。